

空き店舗等への新規出店を支援します (四日市市空き店舗等活用支援事業補助金の概要)

市内の空き店舗等を有効活用し、買い物の場の整備や都市型産業の事業所を開設することによって地域のにぎわいづくりに取り組んでくださる方、ぜひご活用ください！！

<対象事業>

モデル団地内の空き店舗等

モデル団地（⇒詳細は裏面へ）内の空き店舗等を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業）に対して支援します。

商店街内の空き店舗

商店街（四日市商店連合会に加盟して活動を行う商店街組織等がある22の商店街⇒詳細は裏面へ）内の空き店舗を活用し、新たに出店する事業（小売業、飲食サービス業*、生活関連サービス業、医療・福祉事業のほか、商店街の集客等に資するもの）に対して支援します。

※諏訪栄地区の飲食サービス業は対象になりません

- 1: 空き店舗とは、営業を休止してから概ね1カ月以上が経過し、道路に面した店舗(1階部分)を指します。
- 2: モデル団地の空き店舗等とは、空き家(住宅)の1階部分も対象としています。
- 3: いずれの場合も、風営法に定める風俗営業に該当する場合は対象となりません。

<支援内容>

1年目

店舗の改装費、維持費（光熱水費）、広告宣伝費の1/2以内
最大50万円

中心市街地エリアの商店街における、一部の都市型産業（医療・福祉、情報通信、学術研究、専門・技術サービス）については3/4以内
最大150万円

2年目

店舗の維持費（光熱水費）、広告宣伝費の1/2以内
最大20万円



※支援を受けるには、店舗の改装等事業を開始する前に申請が必要です。

※平成32年3月31日までに改装等対象事業及び支払いが完了し、市に実績報告を提出できる事業が対象です。

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金

◆対象となるモデル団地（13団地）

	団地名	所在地
1	高花平	高花平1～5丁目
2	あさけが丘	あさけが丘1～3丁目
3	笹川	笹川1～9丁目
4	坂部が丘	坂部が丘1～5丁目
5	平津	平津新町
6	桜台周辺	桜台1～3丁目、桜町の一部（桜ヶ丘）
7	八千代台	八千代台1～3丁目
8	三重周辺	三重1～9丁目、生桑町の一部（生桑美里が丘）、尾平町の一部（尾平美里が丘）
9	三滝台	三滝台1～4丁目
10	川島園	川島町西広、山神谷、犬吠の一部（かわしま園）
11	あかつき台	あかつき台1～6丁目
12	大谷台周辺	大谷台1～2丁目、みゆきが丘2丁目
13	あがたが丘	あがたが丘1～2丁目
14	陽光台周辺	浮橋1～2丁目、南松本町、青葉町

※都市計画法開発許可基準に適合するものに限りです。

◆対象商店街（四日市商店連合会に加盟して活動を行う22商店街組織）

発展会・商店会名			
1	四日市一番街商店街振興組合	12	グリーンモール発展会
2	四日市諏訪商店街振興組合	13	スワ栄発展会
3	表参道スワマエ発展会	14	沖の島町発展会
4	1号線商店街	15	四日市本町通り商店街振興組合
5	諏訪新道発展会	16	四日市駅西発展会
6	呉服町発展会	17	下野商店会
7	四日市諏訪西商店街振興組合	18	笹川中央商店街
8	2番街発展会	19	塩浜商工振興会
9	3番街発展会	20	富田中町通り商店会
10	諏訪公園通り発展会	21	富田中央通り商店会
11	すずらん通り発展会	22	近鉄富田駅前通り商店会

【お問い合わせ先】

四日市市役所 商工農水部 商工課 商業振興係（市役所7階）

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

(TEL) 059-354-8175 (FAX) 059-354-8307

(e-mail) syoukou@city.yokkaichi.mie.jp